（航行に関する注意）

第四十三条　総トン数千トン（油送船にあっては、五百トン）以上の船舶は、高知港御畳瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度に引いた線以南の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　（略）

（航行に関する注意）

第四十六条　総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百一メートル）から高崎鼻まで引いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　（略）

（航行に関する注意）

第五十条　総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　（略）

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
千葉	千葉航路及び市原航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一　東京湾アクアライン海ほたる灯（北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度五十二分二十八秒）から二十八度三十分九千五百四十メートルの地点 二　千葉灯標信号所から十八度三十分四千九百十メートルの地点 三　千葉灯標信号所から四十五度三十分四千二百三十メートルの地点 四　千葉灯標信号所から六十二度五千八百八十メートルの地点

（航行に関する注意）

第四十三条　総トン数千トン（油送船にあっては、五百トン）以上の船舶は、高知港御畳瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度に引いた線以南の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　（略）

（航行に関する注意）

第四十六条　総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百一メートル）から高崎鼻まで引いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　（略）

（航行に関する注意）

第五十条　総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　（略）

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
京浜	横浜航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十六号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一　横浜大黒防波堤西灯台（北緯三十五度二十六分五十三秒東経百三十九度四十一分三十八秒）から百六十二度三十分四千五百六十メートルの地点 二　横浜大黒防波堤西灯台から百七十三度三十分五千九百五十メートルの地点 三　横浜大黒防波堤西灯台から百七十一度三千四百五十メートルの地点